

官報

号外 昭和六十三年十月十三日

○ 第百十三回
國會衆議院會議錄

昭和六十三年十月十三日(木曜日)

議事日程 第七号

第一 著作権法の一部を改正する法律案（第百二回国会、内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案

(第百十二回) 国会、内閣提出

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び肉用子牛生産安定特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質

卷

〔上原康助君登壇〕

○上原康助君　ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員小渡三郎先生は、御家族手厚い看護のかいもなく、去る七月二十八日、入院中の東京女子医大病院において逝去されました。まことに哀悼痛惜の念にたえません。

議員小渡三郎君逝去につき弔詞贈呈の報告

故議員小波二郎君に対する追悼演説

れ、昭和十九年、難関中の難関と言われた海軍兵学校に合格されたのであります。

戦時中のこととて限られた書物を何とか手に入
れられ、片端から読破して、そのころの学生の理
想とした文武両道に励まれ、大いなる夢抱く青春
の一時期を過ごされました。

後に豆タンクと愛称される政治家小渡三郎のバ
イタリティーと行動力は、このころから培われた

この間、持ち前の行動力とその卓越した政治手腕を遺憾なく発揮され、経済復興、自治権の拡大、軍用地問題、祖国復帰対策等に大いに尽力され、今日の沖縄の基盤を築き上げられたその功績はまことに大なるものがあります。（拍手）

れ、沖縄県立第一中学校の二年に編入されました。

当時の先生は、軍事教練の時間には何度もくぐり、配属将校らに搾られたといふほど大変なわんぱく少年であったようです。また、スポーツは万能で、柔道から水泳、相撲に至るまで、学校においても大変すぐれ、特に理科系を得意とさ

するのであります。そして、昭和三十三年、東京三十二歳で沖縄県中部の旧美里村の議会議員に当選され、政界への第一歩を踏み出されたのであります。

昭和三十八年には、その卓越した政治手腕が認められ、請われて琉球政府八重山地方庁長に抜てきされ、その後、労働局長、通商産業局長、さらに行政副主席の要職を歴任されました。

私は、ここに、議員各位の御同意を得て、議員一同を代表して、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

衝撃はばかり知れないものがあったとのことであります。

一木一草に至るまで焦土と化し、戦争で痛めつけられた郷土の敗戦直後を目の当たりに見せつけられた熱血漢小渡三郎青年は、郷土の再建復興に向けて、早くも政治の道に志すことをかたく決意

先生は、昨年秋から体調を崩され、入退院を繰り返しておられましたが、今年に入り療養に専念するのやむなきに至り、ついに不帰の客となってしまいました。

もうすぐ元気になる、遅くともこの臨時国会からはまたぱりぱり活動を展開していくとの小渡先生の言葉をかたく信じておりました私は、このたびの突然の訃報に接し、ただただ驚愕し、万感胸に迫る思いがいたします。いかに天命とは申せ、人の世の無常を嘆かずにはいられません。

ものだったと言えましょう。
しかし、戦雲は急を告げ、沖縄は昭和十九年末から非常事態下に置かれ、二十年四月以降は国内唯一の陸戦場と化し、言語に絶する未曾有の戦禍をこうむり、日本は同年八月ついに敗戦を迎え、日本の苦難な戦後史がスタートしたのであります。幼少のころから父君より徹底的なスバルタ教育をたたき込まれていた小渡三郎先生は、日本の敗戦などみじんも信ぜず、軍神の道を潤歩しようとしていたやさきの敗戦であつただけに、その

ものだつたと言えましょう。

昭和六十二年十月二二日 衆議院会議録第十二号

烈な支持と期待を受け、琉球政府立法院議員補欠選舉で返り咲き、再び政界への復帰を果たされ、

く印象づけたのであります。沖縄は、昭和四十七年五月、二十七年間にわたる米軍統治から脱却し、国民待望の祖国復帰を果たすことができました。小渡先生は、復帰後も引き続き県議会議員として御活躍され、新生沖縄県の發展に大いに貢献されたのであります。

あつた間の人脈を駆使しての豊富な情報と巧みな弁舌をもつて当時の屋良革新県政を厳しく追及し、爆弾男の異名をはせ、沖縄政界の一翼を担う実力者としての地位を確固たるものにしていくのであります。また、台風の後など見舞いを兼ねての被害状況調査に日夜東奔西走し、対策を講じられた先生の一面倒見のよさ、献身的な御活躍には、選挙民からの厚い信頼と敬愛が寄せられたもので

小渡先生のこのような庶民性と行動力、面倒見のよさに県民の期待の輪が広まり、沖縄の抱える諸問題の解決のため、小渡先生を国政の場に押し上げようとの強い動きとなつたのもけだし当然といえましょう。

このような県民の強い要望と期待を抱って、小渡先生は昭和五十四年十月の衆議院議員総選挙に出馬されたのであります。善戦むなしく次点にとどまるに至りました。しかし、国政への執念に燃えておられた先生は、翌年六月、第三十六回総選挙に勇躍立候補され、見事に雪辱を果たし、初当選の栄冠をかち得たのであります。

北方問題に關する特別委員会においては、理事の要職にあって沖縄の抱える諸問題解決のため全身全靈をもって當たられ、積極果敢にその職責を全うされたのであります。

昭和五十七年度から始まつた第二次沖縄振興開発計画の策定に当たつては、格別な熱情を傾けられ、産業経済全般にわたる推進策はもとより、第一次産業の振興なくしては沖縄の發展はないとの信念から、農業基礎整備、技術水準のレベルアップに努められました。

中でも、昭和五十七年に施行された糖価安定法の改正は、沖縄の基幹産業である糖業の振興にとって有益な立法措置だととして、その制定に当たつては、自由民主党の農林部会においても、沖縄の特殊事情を強く主張し、一步も譲らなかつたと聞いております。

また、先生は基地の町で育たれたがゆえに、沖縄の基地問題には人一倍関心を持たれ、持ち前の行動力で米軍基地返還の促進や跡地利用計画に積極的に取り組まれる反面、目に余る米軍演習や基地被害等に対しても、舌鋒鋭い小渡節で政府関係当局に野党ぱりの質問を展開することもしばしばありました。

特に、私の脳裏に歷然と浮かぶのは、小渡先生が本院に議席を得られた直後の昭和五十五年十月、沖縄北部のキャンプ・ハンセン基地で米軍の実弾演習による森林火災が起とり四日間にわたりて燃え続けた際に、先生は現場の状況をいち早く調査され、米軍に対する厳重抗議と基地周辺の防災対策、住民の安全確保の実現を顔を紅潮させながら政府に強く迫つておられた雄姿がしのばれて

なりません。
先生は、事沖縄問題に関しては、みずから与党
内野党と称して、問題の是非を頑固に貫かれたの
であります。

先生は、事沖縄問題に関しては、みずから与党内野党と称して、問題の是非を頑固に貫かれたのであります。

宣伝局次長、全国組織委員会農林水産局次長など
の要職を歴任されました。
かくして、在職五年余りという短いものではあ
りましたが、政治家としての重責を果たしてこら
れた先生の御功績はまさに大なるものがあつた
と申さねばなりません。（拍手）

全軍労委員長のときでした。私が局長室を訪ねたとき、例の調子で、米軍とは仲よくせよとのこと

でしたが、私は別の道を選んでまいりました。
本院にともに席を置くようになつてからも、あなたは名うての国防強化論者で、事安保、自衛隊問題等では、敵へ、倫理とそつこにこゝばん

ありました。選挙地盤がともに沖縄中部と競合したことであつて何かと話題にされる関係にありました。だが、党派は異なつても、郷土を思い国の方を案する気持ちの上では多くの共通する面があ

ありました。あなたは、私にとって尊敬できる立派な先輩であり、かけがえのないよきライバルでもありました。

七〇

如たるもののがございました。(拍手)

先生は、若山牧水の歌「幾山河越え去り行かば淋しさの果てなん国ぞ今日も旅行く」を好んで口ずさみ、「政治には終わりといふものがない。そ

れゆえに政治家に終局のゴールはない。一つ山を越え、谷を下り、やっと山の頂にたどり着いたと思ったら、またさらば珍しい、山々がまるか窓くら寺思ふと、

ち受けている。それは、終わりもゴールも、一時中斷もない。政治家とは業の深いものだとつくづく思われるを得ない」と語っておられます。ここに、先生の政治哲学とその人柄の奥深さを知ることができます。

もなお果てしなく國の平和と國民の生活の向上、
安定のため政治への限りない情熱を燃やし続けた
旅路であったと申せましょう。

小渡さん、あなたの方言を交えてのあの個性豊かな独特の口調や言い回しは、聴衆の耳ばかりでなく心をもつかんで離さない小渡節として定評がある、西日本では

あり、他の追随を許しませんでした。あなたのそ
の個性がにじみ出た大衆性に、選舉民は強い感銘
と共に持つて接してきたのであります。もはや
そのお顔お姿に接することができなくなつたか
と思うと、まことに痛恨のきわみであります。

先生は、御年六十二歳、政治家としていまだ壯年期にあり、力量、識見とともにいよいよ熱誠を増し、今後の御活躍が大いに期待されていたとき、先生の突然の御逝去は、御自身にとってまさに無念きわまりないものがあつたと申せましょ

が生前心からかわいがっておられたお孫さんが「おじいちゃんは、おじいちゃんは」と繰り返し繰り返し母親に聞いていた小さないじらしい声を、涙なくして聞くことはできませんでした。

君。を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。文教委員

涙なくして聞くことはできませんでした。

す。たたたた深くこうへを垂れるのみでござります。

いたしております。このときに当たり、いよいよ
その培つてこられた政治力を發揮し、大成の政治

家たるんとした小渡三郎先生を失いましたことは、自由民主党はもとより、本院にあっても国家国民党にとっても、まことに大きな損失であります

す。とりわけ沖縄にとっての損失は大きなものがあり、去る七月三十一日に沖縄市営体育馆で行われ

れた告別式に、嘆き悲しみをこぢえながら一万余の県民が参加したことでも、小渡先生への期待がいかに大きかったかがわかるのであります。

三郎ヤツチ一、悔しかつたでしよう。天命だと
思つてあきらめられるでしようか。

長い」と本当に疲れさまでした。安らかにお眠りください。

となりをしのび、心から御冥福をお祈りして、私の追悼の言葉といたします。(拍手)

卷之三

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案
(第二百二十二回国会、内閣提出)

○議長(原健三郎君)　日程第一、著作権法の一部

昭和六十三年十月十二日 衆議院会議録第十一号

著作権法の一部を改正 林水産大臣の趣旨説明

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本文末尾に掲載〕

中村靖君登壇】

○中村靖君　ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会の進展に応じた著作権制度の改善を図るうとするものでありますて、その主な内容は、

第一に、著作隣接権の保護充実の見地から、実演、レコード等の著作隣接権の保護期間を、現行の二十年から三十年に延長することとし、これに伴い、外国レコードの原盤の提供を受けて作成した商業用レコードの複製、頒布する行為を処罰する期間及び旧著作権法で保護されていた演奏歌唱及び録音物の保護期間の残存期間の上限について、それぞれ延長すること、

第二に、著作権、著作隣接権等を侵害する行為によって作成されたビデオソフト等のいわゆる海賊版が大量に出回り、著作者等の権利の侵害といふ問題が生じているところから、これら著作権、著作隣接権等を侵害する行為によって作成された物を頒布の目的をもつて所持する行為について、新たにこれらの権利を侵害する行為とみなしこれを罰則の対象とすること

などであります。

本案は、さきの第百十二回国会に提出され、四月十三日に本委員会に付託となり、同月十五日中島文部大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十三日から質疑に入り、参考人から意見聴取を行うなど、慎重に審査を行った後、継続審査となつたものであります。

出もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原田三朗君) 採決いたしむ
本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

٦٣

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)及び肉用子牛生産
安定等特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び内用子牛生産安定等特別措置法案について

て、趣旨の説明を求める。農林水産大臣佐藤隆君。

○國務大臣(佐藤隆君) 畜産物の価格安定等に關
〔國務大臣佐藤隆君答増〕

御説明申し上げます。

牛肉につきましては、我が國農業生産及び国民生活における重要性にかんがみ、畜産振興事業団が行う価格安定操作の対象とするとともに、輸入割り当て制度のもとで、事業団に輸入牛肉の買い入れ及び売り渡しを一元的に行わせ、その価格を需給の安定を図ってきたところであります。

しかしながら、この輸入割り当て制度につきましては、先般の日米及び日豪間の協議において、我が国は、昭和六十六年度から、これを撤廃するとともに、事業団は輸入牛肉を取り扱わないこととしたところであります。この決定は、輸入数量制限をめぐる厳しい国際世論、我が国に置かれている国際的立場等を考慮し、所要の国境措置を確保しつつ行ったものであります。が、牛肉輸入の自由化は、今後、国産牛の需給及び価格に重大な影響を及ぼすことが見込まれるところであります。

このような牛肉の輸入をめぐる事情の変化に対処して、国産牛肉を引き続き事業団の価格安定操作の対象としてその価格の安定を図りつつ、事業団の業務及びその実施方法等について所要の見直しが行うこととし、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

また、このような状況の中で、我が國牛牛生産の存立を確保するためには、肉用牛生産の合理化を初め関連する諸施策を積極的に推進し、輸入牛肉に対抗し得る価格水準で国産牛肉を供給し得るようその生産体制を整備する必要があります。

が、牛肉の内外価格差の現状、我が国の國土条件の制約等から見て、直ちにその実現を図ることは極めて困難と判断せざるを得ず、我が国肉用牛生産の基盤である肉用子牛生産の存続に大きな困難が生ずることが危惧されるところであります。

このような事態に対処して、我が国肉用子牛生産の安定その他畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資するため、当分の間、事業団に、内用子牛についての生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに、生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置を講ずることとし、内用子牛生産安定等特別措置法案を提出することとした次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、事業団は、輸入牛内については、買入れ、売り渡し等の業務を行わないこととするとともに、これに伴う所要の規定の整理を行うこととしております。

第二に、畜産経営の改善等に資するため、事業団は、主要な畜産物に関する情報の収集、提供等の業務を行うこととしております。

次に、内用子牛生産安定等特別措置法案についてであります。

第一に、事業団は、都道府県知事の指定を受けた都道府県内用子牛価格安定基金協会が内用子牛の生産者に交付する生産者補給金に充てるため、当該都道府県協会に対し、生産者補給交付金を交付することとしております。

第二に、生産者補給交付金の金額は、内用子牛の再生産を確保することを旨として定める保証基準価格から内用子牛の平均売買価格を控除した金額を基礎として算定することとしております。

この場合、平均売買価格が内用子牛生産の合理化により実現を図ることが必要な内用子牛の生産費を基準として定める合理化目標価格を下回るとときは、都道府県協会の生産者積立金から生産者補給金の一部を交付することとしております。また、事業団及び都道府県は、都道府県協会の生産者積立金に充てるため、生産者積立助成金を交付することとしております。

第三に、牛肉及び特定の牛肉調製品に係る関税収入を、生産者補給交付金等に充てるための事業団への交付金の交付並びに繁殖、育成及び肥育を通じる内用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化等に資する施策の実施に要する経費に充てるための特定の財源とすることとしております。

最後に、事業団による生産者補給交付金等の交付は昭和六十五年度から、牛肉等に係る関税收入についての特別の措置は昭和六十六年度から実施することとしております。なお、昭和六十五年度の生産者補給交付金等の財源といたしまして、本年度から昭和六十五年度までの間の事業団の輸入牛内差益の一部を充てることとしております。

以上が畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び内用子牛生産安定等特別措置法案の趣旨でございます。(拍手)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び内用子牛生産安定等特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○田中恒利君 登壇 ○田中恒利君 私は、日本社会党・護憲共同代表として質疑の通告があります。これを許します。田中恒利君。

[田中恒利君登壇]

私は、日本社会党・護憲共同代表として、ただいま提案されました内用子牛生産安定等特別措置法案及び畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

この二つの法律案は、さきの日米牛肉・オレンジ交渉の結果を受けたものであります。先般の日米交渉は極めて難航し、佐藤農林水産大臣は一度にわたり訪米されたなど大変御苦労をされたのであります。

ありますが、残念ながらその経過と結果については極めて厳しいものであります。日本の畜産果樹の存立はこれを守る、これが交渉に臨む日本政府の基本方針であつたはずであります。しかし、交渉の経過は、一方的に我が国が譲歩に次ぐ譲歩を重ねたとしか思えないであります。

すなわち、牛肉の国境調整措置一つを見ても、

自由化は困難であるとの方針が自由化を認める方向に変わり、その前提であった輸入課徴金が変動関税に変わり、その変動関税もアメリカ側の強い反対を受けて断念し、アメリカが現に実施している輸入制限に比べても見劣りのする緊急調整措置にまで後退したのであります。この結果、自由化までに三年間の移行期間を置いたとはいって、この

の胃袋から見れば、実質自由化に等しいものとなっています。

かんきつについては、生産農家が血の出る思いでの生産調整のなかに自由化が決定され、しかも牛肉で認めた関税の引き上げや緊急調整措置を確保されていません。自由化に伴う政府のかんきつ対策では、温州ミカンを中心とした大幅な廃園が予定されています。一体、貴重な資源であるミカン園を、後をどうするかの方策もないままに荒廃させることができますか。これでは、どう

見ても、日本の畜産農家や果樹農家の存立が確保されたとは到底思えないであります。(拍手)

竹下総理は、この日米農産物交渉についてどのようない評価をお持ちか、また、自由化後の国内諸対策について政府の責任をどのように受けとめていられるか、所信のほどをまずお伺いいたしました。

この上に、米国の国内には、追い打ちをかけるかのように米の輸入自由化を求める動きがあらわれています。政府は、米の市場開放問題はウルグアイ・ラウンドで協議するとの見解を繰り返しています。また、先日の本会議で、宇野外務大臣は米の市場アクセスの協議を拒否しないと明言されました。

そこで、これまで総理にお伺いいたします。

仮にウルグアイ・ラウンドで日本の米市場を開放すべしとの意見が多い場合には、政府はこれに従うというのですか、それとも毅然たる態度でこれを拒否するのですか、それはそこが問題なのであります。この点についての総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

今、全国の農村では、さきの農産物十二品目や

牛肉・オレンジの経緯からして、初めに拒否があり終わりに自由化ありきとの認識がしみ込み、多くの農業者の農政批判はみなぎっています。政府は、この現実を肝に銘すべきであります。本院は、このような事態の中で米自由化に反対する決議を二度にわたり決定いたしました。総理は、国権の最高機関である本院におけるこの決議に誠実にこたえる責任があります。

我が党は、RMAの提訴に対するUSTRの対応いかんにかかわらず、また、ガットやウルグアイ・ラウンドにおける議論にかかわらず、我が国は米の完全自給を貫くとの竹下総理の言明を重ねて強く求めるものであります。

農業貿易のあり方は、今日、国際政治の中で大きな課題であります。ウルグアイ・ラウンドはその方向を示す重要な場であり、米国やケアンズ・グループ、EC、日本等がそれぞれ自国の特殊事情を踏まえて活発な動きを示しています。米国のCの可変課徴金等による輸入規制などなど、必ずしも公正とは言えない各国の貿易制度を踏まえて、我が国は米国に偏り過ぎた農業の貿易構造を改め、食糧輸入国として立場を同じくする諸国との関係を強めるべきであります。ウルグアイ・ラウンドに向けての我が国の対応について、宇野外務大臣の見解を求めます。

佐藤農林水産大臣は最近よく攻めの農政を述べられていますが、攻めの農政とは何か、その中身、その方向について具体的な内容を明らかにしていただきたいのであります。

次に、畜産二法について主として佐藤農林水産大臣にお尋ねをいたします。

第一は、牛肉の輸入自由化が我が國農業、なかんずく肉用牛、酪農に及ぼす影響をどう見ているのか。牛肉需給の見通し、特に国内自給率など、今後の方向を示してほしいのであります。

第二に、この法案は、牛肉輸入の自由化で大幅に価格が低落する肉用子牛について、その実勢価格と保証基準価格との差を不足払いとして交付することを主要な内容としていますが、この保証基準価格の水準、算定方式についてお考えをお伺いしたい。

第三は、財源であります。

不足払いの財源は、牛肉及び牛乳調製品にかかる関税收入が特定された財源とされていますが、関税收入は、為替レートの変動、輸入牛肉の量と価格に左右され、極めて不安定であります。しかも、牛肉関税率は、七〇%から始まり、年々下がって五〇%になり、その後もさらに下がることが心配されますが、宮澤大蔵大臣は、この不足払いの特定財源の性格、その運営についてどのようないかなる御見解か、承りたい。

また、農林水産大臣は、この関税收入をもつて今後長期にわたり肉用子牛等対策費を賄うことができると考えているのか、仮に賄い得ない事態が生じた場合はいかなる措置を講ずる考え方か、お考えをお示しいただきたい。

第四は、不足払いの実施は昭和六十五年度からとされていますが、牛肉は本年度から毎年六万トンの輸入割り当てがふやされますので、完全自由化を待たずして牛肉、子牛価格の低落が心配されます。したがって、この間の対策をどのように考えていらっしゃるか。本法の実施は、明年度から直ちに行つてはいかがですか。

第五に、この法律案は肉用子牛の対策であり、肥育牛に対する所得保障の欠如が指摘されます。我が国の肉牛生産は子牛部門と肥育部門に分離されていますので、肥育牛への対策がなければ、仮に子牛生産は存続しても、その子牛を肥育する者がいなくなる心配があります。不足払いを肉用子牛にとどめたのはいかなる考えに基づいたのか、お伺いいたします。

第六は、畜産振興事業団のあり方が問われています。到底合理化や規模拡大だけでは片づかれない負債問題についての対応を強く求めるものですが、いかがですか。

第七に、畜産振興事業団のあり方が問われています。私は、事業団が我が国の畜産振興に果たしてきた役割を評価つつも、昨今輸入牛肉の売り渡し、買い入れをめぐる不祥事件の発生、関係商社の入札をめぐる談合報道等は、国民に強い批判と疑惑を与えていることを極めて遺憾とするものであります。政府の指導監督の強化、事業団業務の見直し、適正運営を求めるものであります。また、いわゆる十二品目問題に対する今後の対策を示していただきたいであります。

第八に、いわゆる十二品目問題に対する今後の対策を示していただきたいであります。

以上、私は農畜産物の自由化、畜産二法案をめぐり若干の質問を申し上げましたが、最後に、農政に対する竹下総理の御所見をお伺いいたします。

ガット十二品目問題、今回の牛肉・かんきつ問題を通じ政府は多くの農産物の市場開放を決定し、我が国の農業は未曾有の危機に直面しておると言つても過言ではありません。しかも、最後のとりである米にまで市場開放の波が押し寄せております。

申すまでもなく、食糧は国民生活の基礎であり、農業は国土保全、自然環境保護のために欠く

補完にとどめたのはなぜか。畜産、果樹の自由化に対応する政策としては、著しくバランスを欠く措置と言わねばなりません。ジースは国内産生果実の価格安定の調整弁であり、消費拡大の最大の方策であります。我が国の果樹農業が生き残りをかけたあすへの營農意欲を、法律制度によって担保する必要があると思いますが、いかがですか。

また、いわゆる十二品目問題に対する今後の対策を示していただきたいであります。

以上、私は農畜産物の自由化、畜産二法案をめぐり若干の質問を申し上げましたが、最後に、農政に対する竹下総理の御所見をお伺いいたしました。

樹農家の切望してきた加工原料果実の価格安定の法制化は見当たりません。

畜産部門で新しく肉用子牛の不足払い制度を立法したのに對し、果汁について從来の行政措置

ことのできる産業であります。歴代の総理が、本院における施政方針などを通じて、農村を民族の苗代と呼び、だれよりも農民を愛するとも語りかけ、所得格差の是正、食糧自給率向上を掲げてきましたが、皮肉なことに結果は逆であります。農業の近代化、国際化を訴えられましたが、顧みて、言葉ありて実りなしの思いを深くいたすものであります。

竹下総理は、「ふるさと創生」を掲げて政権の座についてやがて一年になります。農業なきふるさとは考えられませんが、国際化の潮流が根こそぎ日本の農業を押しつぶす不安の中で、何を歯どめとして農業の再建に立ち向かわれるのか、竹下総理の御所見を改めてお尋ねいたし、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(竹下登壇) 田中議員にお答えをいたします。

最初の質問は、牛肉・かんきつ交渉の決着についての見解やいかに、こういうことでござります。

今回の交渉におきましては、佐藤農林水産大臣を初めとした関係者の方々が米側と粘り強い交渉を行って、自由化までの期間、また国境措置などにつきまして米側からも相当の譲歩を得て、言ってみれば、日米間の協力と共同作業で決着したものであると考えております。

我が国といたしましては、輸入数量制限をめぐる厳しい世論、我が国が置かれています国際的立場等を考慮して、国境措置と国内対策を講ずることによって牛肉・かんきつ生産の存立を守り得るとの判断に立つて決断をいたしたものであります。

次に、国内対策でお尋ねがありました。

先般の日米・日豪合意が関係農家にとり極めて厳しい試練であるということは十分認識をいたしております。今後、厳しい条件のもとで、我が国農業の存立を守つてその体質強化を図っていくとの基本的な考え方のとおり、早急に国内措置を講ずるべく最大限の努力を傾注してまいりたい、このように考えます。

具体的には、牛肉につきましては、国内肉用牛生産の安定合理化を推進いたしましたため、法律案をただいま国会に提出し、御審議を願いますとともに、当面懸念されます価格変動等に対処するための緊急措置につきましても所要の措置を講ずることとしたところでございます。

かんきつにつきましては、品質及び生産性の向上を通じまして体质強化に努めますとともに、当面の需給、価格の安定等を図るために、所要の措置を講ずることといたしておるところであります。

次は、ウルグアイ・ラウンドについてのお尋ねがございました。

米の問題は、まさに国民の主食であって、かつ我が国農業の基幹作物であります。稻作は、今もおっしゃいましたように、地域経済や国土・自然環境の保全上、重要な役割を果たしているものと認識をいたしております。このような米の重要性にかんがみますとき、国会において決議がござります、その趣旨を体し、生産性の向上を図りながら、国内産で自給するとの基本的な方針で対処してまいる所存であります。

米の貿易問題については、ウルグアイ・ラウンドにおいて各国の農業問題、制度について議論を

行う段階において討議をすることが適切である、

でございます。(拍手)

【國務大臣宇野宗佑君登壇】

○國務大臣(宇野宗佑君) 米に関しましては、總理が明確な答弁をなさいましたから、重複を避けたいと思います。

なお、そのほかのウルグアイ・ラウンドの問題に關しましては、我が国が我が国の立場を強く主張するのは当然のことでございますが、御指摘がございましたウエーバーとかあるいはE.C.の輸出補助金等々の問題に関しましても、やはり公平性を貫くために新しいルールづくりがなされるよう、我が国といたしましては努力、対応いたしました。

最後に、農政への取り組みについてお尋ねがあ

りました。

国際化の進展のもとでの農産物の輸入自由化、

厳しい需給事情や生産性の向上等を反映する観点から、米価引き下げなど厳しい情勢の中で、我が国農業は足腰の強い産業として飛躍を期すべき転機を迎えていたと考えております。このため、国民の納得し得る価格での食糧の安定供給を基本として、生産性向上を図りますとともに、農業所得の安定的な確保、魅力ある農業の確立に向けまして、より積極的な農政への転換を図つてまいります。(拍手)

【國務大臣佐藤隆君登壇】

○國務大臣(佐藤隆君) 田中議員の御質問にお答え申し上げます。

私は、今後の農政の方向についてであります

が、従来から申し上げたいと思います。

まず、今後の農政の方向についてであります

が、従来から申し上げておりますように、農政審議会報告を基本とすることは議員御承知のとおり

であり、その後の事態の推移を踏まえて、「国際化への対応と農業・農山村の活性化のための政策

の基本方向」を取りまとめているところであります。今後は、この方向に従つて努力し、守りだけではない、より積極的な農政を展開してまいる所存でございます。

十七日から行われるペリにおける国際食品見本市におきましても、北口政務次官を派遣することにさきに決定をいたしたところでございます。

次に、牛肉輸入自由化の影響等についてでございますが、今般の日米・日豪合意に基づく牛肉の

輸入枠の撤廃により、国産牛肉の価格の低落は避け得ないものと見込んでおります。また、酪農経営についても少なからぬ影響が及ぶと見込んでおります。このため、所要の国境措置の確保とあわせて国内措置の実施については最大限の努力を傾注してまいる所存であり、肉用子牛の生産安定化の度の創設、生産性の向上、流通の合理化など、所要の対策を積極的に展開いたしたいと考えております。

次に、不足払いの早期実施でございますが、本法律案に基づく生産者補給交付金制度が発足するまでの間ににおいても、当面懸念される価格変動等に対処するため、生産・価格・流通等にわたる緊急対策を講じ、肉用牛生産の安定合理化を図つてまいる考え方であります。

することを予定しているところであります。
畜産振興事業団につきましては、各種畜産物の
価格安定、加工原料乳不足払い、畜産振興のため
の助成等の広範な業務を行つて來ておりますが、
輸入牛肉売買業務をめぐつて種々御批判のあること

を講すべきかについては政府にゆだねられているものと考えております。本法の発動については、国際条約上の義務との関連もあり、どのような場合にどのような措置を講するかをあらかじめ定めることによるべきことは間違ひあることを心がけております。

輸入枠の撤廃により、国産牛肉の価格の低落は避け得ないものと見込んでおります。また、酪農経営についても少なからぬ影響が及ぶと見込んでおります。このため、所要の国境措置の確保とあわせて国内措置の実施については最大限の努力を傾注してまいる所存であり、肉用子牛の生産安定制度の創設、生産性の向上、流通の合理化など、所要の対策を積極的に展開いたしたいと考えております。

次に、不足払いの早期実施でございますが、本法律案に基づく生産者補給交付金制度が発足するまでの間においても、当面懸念される価格変動等に対処するため、生産、価格、流通等にわたる緊急対策を講じ、肉用牛生産の安定合理化を図つてまいる考えであります。

なお、本制度発足のためには、都道府県協会が存在しない都道府県における協会の設立、加入率が極めて低い乳用種子牛の加入促進等が必要であ

することを予定しているところであります。
畜産振興事業団につきましては、各種畜産物の
価格安定、加工原料乳不足払い、畜産振興のため
の助成等の広範な業務を行つてきておりますが、
輸入牛肉売買業務をめぐつて種々御批判のあること
とはまことに遺憾であります。

を講ずべきかについては政府にゆだねられているものと考えております。本法の発動については、國際条約上の義務との関連もあり、どのような場合にどのような措置を講ずるかをあらかじめ定めておくことには困難があると考えております。

に公表した酪肉基本方針において、昭和七十年度には昭和六十年度に比較して需要量では約一・五倍程度、国内生産量は約一・二倍強と見込み、自給率を六〇%弱と見通しております。しかしながら、今後の牛肉輸入枠の撤廃に伴い、需要量はこの線をかなり上回り、自給率の低下も避けがたいと見通しております。

次に、肥育経営に対する所得保障でござりますが、輸入牛の撤廃後において我が国肉用牛生産の存立を確保するためには、輸入牛肉と対抗し得る価格水準で国内牛肉を供給する必要があります。この課題を直ちに実現することは困難であるた
ちらの施行は困難と考え、昭和六十五年度から実施を予定しているものであります。

付
畜産物情報の収集、提供を含めて、畜産振興事業団の任務が円滑、適正に遂行されていくよう、綱紀の更正はもとより、業務執行体制の整備等について、指導監督の強化に努めてまいる所存であります。

を傾けながら検討を進め、去る十月十一日に対策会議の骨子を決定したところであります。

次に、保証基準価格につきまして、肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、その再生産を確保することを旨として定める方針といたしておりますが、具体的な算定方式については、畜産振興審議会の意見も承った上で検討したいと考えております。

なお、保証基準価格の水準については、現行肉

め、肥育経営の再生産が確保できるよう内用子牛価格を所要の水準にまで引き下げ、そのもとでも内用子牛生産の存続を図り得るようこの法律案を提出したものであり、肥育経営にも十分留意しているところであります。

別の価格差補てんを一定期間実施することとして予算措置を行う所存であり、立法措置を講じなくとも実現可能であると考えております。

トの契約栽培の維持 加工工場の合理化 需要の拡大を中心に所要の措置を講じていく」といふことをしております。

用子牛価格安定事業における保証基準価格水準が一つの目安になるのではないかと考えております。

次に、不足払い等の財源問題でござりますが、大蔵大臣が触れられました。重複を避けたいと思つております。肉用子牛等対策の実施に支障を生ずることはないと私は考えておるところでござります。

の再生産が確保できる水準として設定することとしているところであります。

向け果実を独立した農産物として不足払い制度の対象となることは困難と考えております。

次に、果振法第五条についてでございますが、この条項制定の経緯についてはよく承知をいたしております。この規定の発動は、外国産の果実等の輸入によって引き起こされる一定の事態について、政府に対しこれを克服するための措置を講ずべき旨を義務づけておりますが、どのような措置

卷之三

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時散会

昭和六十三年十月十三日 衆議院会議録第十二号

出席國務大臣

内閣總理大臣 竹下 登君

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務大臣 宇野 宗佑君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部大臣 中島源太郎君

二、調査する事項

農林水産大臣 佐藤 隆君

一、文教行政の基本施策に関する事項

文教委員

二、社会教育に関する事項

○朗読を省略した議長の報告

三、学校教育に関する事項

(理事補欠選任)

四、体育に関する事項

一、昨十二日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

五、学術研究及び宗教に関する事項

理事 中野 寛成君 (理事林保夫君昨十二日)

六、国際文化交流に関する事項

(常任委員辞任及び補欠選任)

七、文化財保護に関する事項

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

二、調査の目的

委員辞任につきその補欠

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

河本 敏夫君 玉沢徳一郎君 河本 敏夫君

三、調査の方法

河本 敏夫君 逢沢 一郎君 河本 敏夫君

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

文教委員

四、調査の期間

辞任 河本 敏夫君 逢沢 一郎君 河本 敏夫君

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

補欠 三原 朝彦君 田口 健二君 関山 信之君

昭和六十三年十月十二日

議院運営委員

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

辞任 河本 敏夫君 逢沢 一郎君 河本 敏夫君

衆議院議員新村勝雄君提出生糸価格高騰に関する質問に対する答弁書

補欠 関山 信之君

一、文教委員長から提出した次の国政調査承認要

求に対し、議長は昨十二日これを承認した。

生糸価格高騰に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

衆議院議長 原 健三郎殿 提出者 新村 勝雄

昭和六十三年九月二十二日

生糸価格高騰に関する質問主意書

一生糸、繭価格が短期間に暴騰しているが、原因は何か。

一部買方大手が、仮名、偽名を使用して取引所の建玉制限を無視して買玉をたてているとのことだが、実態調査はされているか。

三、基準糸価格が九千八百円、上限価格が一万六百円(一キログラム当たり)のことであるが、現在、現物価格が一万五千円と大幅に高くなっている。

その間、二十九回にわたつて事業団糸が放出されているが、この落札者に実需者以外が、実需者の名を借りて入れ、落札しているとのことであるが、実態はどうか。

四、またその間、四月に四回一万三千三百俵、五月に二回八千五百俵、六月に三回一万二千五百俵

と大量放出を行つて糸価の鎮静化を図つてきた事業団が、七月に二回四千五百俵、八月に一回三千俵、九月(これまで)に一回二千俵と、六月までと放出回数、俵数とも大幅に減少しているが、これは某有力政治家からの圧力等の噂があるがどうか。

また、放出回数、俵数が減少した理由はなぜか。

五、一元輸入行政下にあつて原材料(繭、生糸)の輸入規制に対し、絹製品等は自由化になつてい

ることが海外からの製品輸入につながり、国内の素材産業(機業地の織屋等)を苦境においやつているようだが、その現状と対策はどうか。

六 また、一元輸入下における中国との輸入数量、価格等、契約進行状況はどうなっているのか。

七 一部買方大手は、数次にわたる事業団糸の放出によつて、近い将来在庫が皆無になり、それが相場の高騰につながることで一部大手商社と結託し、定期市場でも品受けしているとのことであるが、その実態と今後の事業団の対応はどうか。

八 蘭についても、史上最高値を更新し、生糸価格に比較して、かなりの高値であるが、原因は何か。

九 国内における蘭生産が減少傾向にあるが、それが蘭価上昇の原因とするならば、今後蚕農家に対するどのような指導をしていくのか。

十 一部では、年間生産量が三万トンをきるといわれているが、このままで国内編業界の将来がたいへん厳しい状況となり、蘭系課の存在すら問題視されているが、この辺の考え方はどうか。

十一 蘭価格が大幅に上昇している現状から、また、今後の経営者の将来の安定という見地からも、緊急輸入措置が必要と思うが、どのように考えるか。

十二 聞くところによると、一部買方大手は輸入したくとも、中国、韓国等も蘭不足で輸入できないとして、相場をあおつているが現状はどうか。もし輸入する場合、それは可能であるか。

十三 本年四月から生糸の急騰の際、過去に、取引所及び業界に迷惑をかけた委託者からの受注はしないよう指導したことであるが、これは事実か。

十四 事実とすれば、未だにこれらの顧客が生糸、乾蘭市場に参入し、多額の利益を得ているとのことであるが、その後の実態調査はなされているか。

十五 また、これら顧客から未だに受注している取引員があるとすれば、これにどう対処していくのか。

十六 右質問する。

内閣衆質一三第一六号

昭和六十三年十月十一日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員新村勝雄君提出生糸価格高騰に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員新村勝雄君提出生糸価格高騰に関する質問に対する答弁書

一について 最近における生糸及び蘭の価格の上昇の背景には、国内における蘭の減産、製糸の生産縮小、中国糸の輸出価格の上昇等の要因があるものと考えられる。

二について 中国からの事業団による生糸の一元輸入は、毎年度、日中政府間において数量を協議して行つてゐるものであるが、昭和五十九年度及び十年度協議分の一万七千五百百俵については、昭和六十二年度中に履行を完了し、昭和六十一年度協議分の八千六百百俵については、昭和六十三年に契約し、現在履行中である。

三について また、昭和六十二年度協議分の八千六百八十

知しており、商品取引所から、御指摘のような事実があるとは聞いていない。

三について

蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)の生糸の売渡しの入れについては、蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)等に基づき適正に行われているものと考えている。

四について

事業団の生糸の売渡しの回数及び俵数については、生糸の価格及び需給の動向等を勘案して行われているところである。

五について

我が国の編業界が、原材料である蘭及び生糸の価格水準並びに編製品需要の大宗を占める和装需要の低迷等の要因により、困難な状況に

かれていることは承知している。このような状況の下で、政府としては、中国及び韓国との二

国間協定の締結等により、編織物の秩序ある輸入を図るとともに、編製品の需要振興対策等各種の助成事業を実施してきているところであ

り、今後とも、これらの施策の実施により適切な対応を図つてまいりたい。

六について

中国からの事業団による生糸の一元輸入は、毎年度、日中政府間において数量を協議して行つてゐるものであるが、昭和五十九年度及び十年度協議分の一万七千五百百俵については、昭

和六十二年度中に履行を完了し、昭和六十一年度協議分の八千六百百俵については、昭和六十三年に契約し、現在履行中である。

七について

蘭価格の上昇は、昭和六十三年の蘭生産の動

向、今後の蘭の需給の見通し等を反映したものと考えられる。

八について

蘭価格の上昇は、昭和六十三年の蘭生産の動

向、今後の蘭の需給の見通し等を反映したもの

と考えられる。

九について

今後とも、優良蘭の生産及び生産性の向上を

指導してまいりたい。

十について

国内の蘭生産については、各種生産対策の実

施により、安定的な蘭の供給がなされるよう努

めてまいりたい。

十一について

蘭の輸入については、昭和六十三年産の蘭生

産及び生糸の需給状況等を勘案する必要がある

と考える。

十二について

中国等における蘭の輸出力については、不明

な点が多く、その把握は困難であるが、情報の

収集等につき、今後とも、努めてまいりたい。

十三について

商品取引所は、商品市場における価格形成及

び取引の公正の確保を図る観点から、商品取引員が適正な受託を行つよう指導監督していると

ころであり、今後とも関係商品取引所に対し適

切な市場管理につき指導してまいりたい。

五俵については、近く契約がなされる予定である。

九。

価格については、契約の都度、中国側との交渉により定められている。

七について

商品取引所から、御指摘のような事実があるとは聞いていない。

八について

商品取引所から、御指摘のような事実があるとは聞いていない。

七について

朗読を省略した議長の報告

内閣第113号

刑事施設法案に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年十月三日

提出者 坂上 富男

衆議院議長 原 健三郎殿

刑事施設法案に関する質問主意書

官報(号外)

が国代用監獄制度について、各國の委員から多くの質問が出され、未決者を警察留置場に拘禁する問題について様々な人権侵害の可能性についての懸念などが表明され、この法領域における状況が早急に改善されることについての希望が表明された。

一 この人権専門委員会における審査について政府はどのようにとらえているか。

現在審査中の刑事施設法案（以下「法案」という。）には、以下のとおり市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際人権B規約」という。）に違反するのではないかという重大な疑問があるので次とおり質問する。

二 法案第九十八条、同第一百四条においては、被勾留者、受刑者の発するすべての信書、及び国又は地方公共団体の機関及び弁護人等以外から受信したすべての信書につき、刑事施設の長又はその指名する職員により内容の検査を受けることになつていている。

1 被勾留者、受刑者の発する信書について
も国際人権B規約第十七条一項が適用されるとと思うがどうか。（ちなみに、ヨーロッパ人権裁判所は Silver et al. vs U.K. 事件において受刑者の通信についてもヨーロッパ人権

条約第八条一項が適用され、検閲が許されたたのは、同第八条二項の要件が充足される場合に限られると判断している。）

2 適用されるとした場合、法案第九十八条、同第一百四条のように、個別具体的に判断せず一般的に検閲が許されるとするのは国際人権B規約第十七条に違反するのではないか。

（ちなみに、国連人権専門委員会の一般的注解（General Comments No.5）によると、許容される条件が具体的に法律に規定され、

法に規定された者により実施され、かつ個別具体的のケース毎に許容されるかどうか判断されなければならないとされている。また上記ヨーロッパ人権裁判所判決は、少なくとも国

会議員や弁護士との間の信書を一般的に検閲することが許容されるとしてヨーロッパ人権規約第八条に違反するとする。）

三 同じく、法案第一百四条が、弁護人らに対する被勾留者の信書がすべて検閲されるとしていることは、国際人権B規約第十四条三項(b)の保障する「自ら選任する弁護人と連絡する」権利保障規定に違反しているのではないか。（ちなみに、国連人権専門委員会の一般的注解 No.13においては、第十四条三項(b)は、被告人が弁護人に対し、完全に秘密を保障された条件下において連絡する権利を要求していると解している。）

四 弁護人ら以外の弁護士と被勾留者、受刑者との面会に関する法案第九十二条第一項第二号、同第一百十条第四項は秘密を守られた面会を許容せず、通信についても同じく法案第九十八条、

第百十四条で秘密が保障されていないが、これ

は国際人権B規約第十四条一項に保障された裁判を受ける権利を侵害するものではないか。

昭和六十三年十月十一日

内閣第113号
内閣総理大臣 竹下 登
衆議院議長 原 健三郎殿
衆議院議員坂上富男君提出刑事施設法案に関する質問に対する答弁書

内閣第113号
内閣総理大臣 竹下 登
衆議院議員坂上富男君提出刑事施設法案に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

五 閉居罰は、その実体（隔離した罰室で昼夜屏居され面会・通信が禁止される「法案」第百三十七条）からいつて、国際人権B規約第九条一項の新たな自由の剝奪に当たり、同第九条四項の保護を受けるのではないか。その場合、法案第百四十三条以下の審査手続は、審査機関の独立性、手続き上の権利保障の欠如、代理人選任権の保障の欠如等からいつてB規約第九条四項の保障を欠くのではないか。

六 懲罰のうち法案第百三十五条第一号にいう「逃走、暴行……その他刑罰法令に触れる行為」に対して六十日以内の閉居罰や報奨金支給予定額の削減を行うのは、実質上国際人権B規約第十四条三項にいう「刑事上の罪の決定」に該当するのではないか。該当するとした場合法案に規定するではないか。該当するとした場合法案に規定されている懲罰手続はB規約第十四条三項の保護を欠いているのではないか。（ちなみに、ヨーロッパ人権委員会は Campbell vs U.K.において、職員に対する暴行を行つたことを原因とする五百七十日の刑期短縮特典供与喪失のペナルティーを「刑事上の罪に該当するとして、ヨーロッパ人権規約第六条「B規約第十四条に該当」の適用ありとし、英国の制度は同条の保護を欠いていると判断している。）

七 について
市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号。以下「国際人権B規約」とい）。第四十条に基づき締約国が提出した報告書を検討する「人権委員会」において我が国が提出した報告書の検討が行われ、その際わゆる代用監獄制度についても一部の委員から質問

がなされたので、我が方からしかるべき説明を行つた。

二について
国際人権B規約第十七条1は、何人も、通信に対して「恣意的に若しくは不法に干渉されない」旨規定したものであり、刑事施設法案（以下「法案」という。）第九十八条及び第百十四条がこれに違反するとは解していない。

三について
国際人権B規約第十四条3(b)の「自ら選任す

る弁護人と連絡する」権利は、御指摘のような被勾留者が弁護人等に対し発する信書の秘密を保障する趣旨ではないと解される。したがつて、法案第百十四条が右規定に違反するとは解していない。

昭和六十三年十月十三日 衆議院会議録第十一号 著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

一八〇

賦課金制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること。

三 ビデオディスクの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化している等の実態を勘案して、実演家の権利の適切な保護等について検討すること。

四 複写複製問題については、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を進めるのこと。

五 コンピュータ創作物に係る著作権問題については、今後における技術の発達普及に十分対応できるよう配慮しつつ、検討を進めること。

六 聴覚障害等の障害者が、公表された著作物を適切公正に利用することができる方途を検討すること。